

令和8年度 高松市会計年度任用職員募集要項

【長寿福祉課 保健師】

高松市では、令和8年4月1日採用の会計年度任用職員（長寿福祉課 保健師）を、次のとおり募集します。

（この募集内容は、令和8年度予算の成立をもって正式決定します。）

1 募集の内容

人数	1人
職務内容	・介護予防ボランティアの育成及び支援 ・フレイル予防の普及啓発、健康教育 ・「介護予防・生活支援サービス事業」（訪問型サービスC） ・窓口対応、介護予防業務に付随する事務
応募資格	上記の職務内容を遂行することのできる能力を有すること 保健師免許を有すること 普通自動車運転免許（AT限定を含む。）を有し、普通自動車を運転することができる 市民に対する相談・受付などの窓口事務を遂行する能力があり、パソコン操作ができること
採用日	令和8年4月1日
任用期間等	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務実績等により次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤務時間	原則として、月曜日～金曜日 午前9時～午後4時の週30時間（パートタイム勤務） ※休憩1時間を含みます。 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始
給与等	月額185,651円（地域手当相当額等を別途支給） ※任用前5年間の職務経験により加算される場合があります。 ※別途、本市規程に基づき交通費相当額が支給される場合があります。
期末・勤勉手当	6月と12月（最大2.325か月分×2） ※在職期間や勤務実績等により、支給月数が変動します。
社会保険等	健康保険（地方公務員等共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険等に加入します。
災害補償	市の非常勤の職員の公務災害補償制度が適用されます。
勤務場所	高松市番町一丁目8番15号 市役所本庁2階 長寿福祉課
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。※年次有給休暇、特別休暇 等

■次の各号のいずれかに該当する人は申し込むことができません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 外国籍の人も申し込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市ホームページ「もっと高松」(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)からも、
募集要項、任用申込書、応募原稿用紙をダウンロードすることができます。

また、二次元コードからスマートフォンなどで、受付期間中いつでも申込できます。



2 申込手続

受付期間		令和8年1月26日（月）～ 2月10日（火）
提出書類		①任用申込書 ②応募原稿用紙 ③保健師免許の写し ④運転免許証の写し ※ インターネットによる提出の場合、③・④の写真（画像）ファイルが必要になります。 ※ 5 記入（入力）要領のとおり記入（入力）してください。なお、提出書類はお返しできません。 (行政文書として管理し、適正に破棄します。)
提出方法	インターネット	高松市会計年度任用職員募集サイトの申込フォームから、お申し込みください。 申込フォームは、次の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。 ① 高松市ホームページ「もっと高松」から、次の順にリンクをクリックしてください。 [暮らしの情報]>>[市の取り組み]>>[職員採用]>>[会計年度任用職員の募集等について]>>[令和8年度会計年度任用職員(長寿福祉課 保健師)を募集します] ② 右記の二次元コードを、お手持ちのスマートフォンで読み取ってください。 
	持参	午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）に、申込先へお持ちください。
	郵送	■必ず「簡易書留」にしてください。※2月10日（火）午後5時必着 ■申込封筒の表に「会計年度任用職員用申込」と朱書きし、上記の提出書類を同封してください。
問い合わせ・申込先	高松市健康福祉局 長寿福祉課 介護予防係 TEL (087)839-2346 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号	

3 選考方法及び日程について

選考方法	書類及び面接選考
面接選考の日程	2月24日（火）を予定。時間等の詳細については、個別に連絡します。
選考結果の発表	面接選考実施後、2週間以内に通知予定。

4 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限について、適用除外となります。
- ・1会計年度内の任用となります。勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。
(4会計年度の範囲内)
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

5 任用申込書等記入（入力）要領

- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入（入力）してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入（入力）してください。
- ・「職歴」の欄は、新しい期間のものから順にさかのぼり、記入（入力）してください。
- ・「パソコン操作」の欄中の「程度」については、下記の表を参考にし、□にチェックを入れてください。

	Word	Excel	その他
初級	文字やデータを入力し、印刷することができる。データファイルを適切に保存することができる。	ファイルに数値を入力したり、修正することができる。	左記以外に使用できるものがあればアプリケーション名を記入し、どの程度操作できるかを簡単に記入してください。
中級	基本的な文書設定や編集機能を使うことができる。	基本的な書式の設定や編集機能、関数を使うことができる。	
上級	複雑な編集機能や図形機能を自由に使うことができる。エクセルとのデータの共有など実用的な文書編集ができる。	複雑な関数やマクロ、ピボットなどを自由に使うことができる。	

・最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。（インターネットによる申込は除く。）